川越市政だより

No.117　月1回10日発行一部2円（昭和32年6月10日第三種郵便物認可）
発行所　埼玉県川越市役所　新社印刷印刷

広報ガイド

広報ごよみ

▽海外移住促進週間　8月6日～12日
▽終戦記念日　15日
▽秋季草の週間　8月23日～9月3日
▽自然に親しむ運動　7月21日～8月20日
▽この子の親を探がそう運動　9月1日～30日
▽性病予防週間　〃1日～7日
▽身体障害者転業更生週間　9月4日～10日

市民体育祭水上の部

とき　八月十四日、九時半
ところ　市営プール
資格　市内在住、在勤、在学者
種目　自由、平泳、背泳、リレー
申込　教育委員会社会教育課、当日でも申し込み参加できます。

九月一日は「防災の日」

国では、ことしから九月一日を「防災の日」と決めて、広く国民が台風や、高潮、津波、地震等についての認識を深め、このような災害に対処する心構えをあらたにすることになりました。私たちは、これから殺つてくる台風などに十分の注意をはらいましょう。

台風シーズンに備えて

ことしは国勢調査の年
十年目の大規模調査

ことしは国勢調査の年で、十月一日には全国いっせいに国勢調査が行われることになっています。

ご承知のように、国勢調査は、大正九年の第一回調査から五年ごとに過去八回行われていて、その点では他の統計調査にくらべ、歴史もながいわけで、少なくとも戦前に生まれた人なら「国勢調査」といえば、「ああ、あの調査か」という程度にその名は知れわたつているということができます。

しかし、社会が進んでくるに従つて国勢調査の結果から得ようとする資料はますます詳細で複雑になつていますので、世帯の人に申告を求めようとする事項も複雑になつてまいります。

（―国勢調査のしおりから）

調査の範囲や方法など詳しいことは九月号紙上で広報いたしますが今から国勢調査への心構えをされて、ご協力くださるようお願いします。

川越市の常住人口は
あなたも当ててください

十月一日現在で、全国一せいに昭和三十五年国勢調査が実施されます。

川越市では、この日の予想人口を市民の方から、次の要領で懸賞募集いたします。

一、応募資格　市の職員と市外居住者は応募できません。
二、応募心得
1、十月一日現在で実施する国勢調査の川越市の常住人口数を推定で当ててください。
2、郵便はがきに一人一枚限りとする。
3、しめきり九月二十五日消印まで
4、宛先　市役所総務部庶務課
三、賞金

一等	一、五〇〇円	一名
二等	一、〇〇〇円	一名
三等	八〇〇円	一名
等外	五〇〇円	三名

四、当選発表
1、埼玉県統計局公表の確定人口のうち川越市人口とする。
2、右の公表をまつて統計係で当選者を決定する。
3、確定人口数に一致するものを一等とし、該当者がないときは、その人口に近い数から順位をきめる。
ただし、同数の応募者二人以上のときは抽せんで順位を決めます。
五、発表　直接当選者に通知し市政だよりにも掲載します。

調査票の提出を!!
―選挙資格の一斉調査―

選挙人名簿は毎年つくりかえることになつていますが、この登録資格の調査を、次の要領で行いますからご協力ください。

一、調査の期間　八月十六日から八月二十四日まで
二、調査の方法　「選挙人名簿調査票」を連絡員や区長を通じて各世帯ごとに配布しますから該当者を全員記入の上忘れずに提出してください。
三、調査票に記入を要する人
昭和十五年十二月二十一日以前に生れた日本国民
四、その他の注意
1この調査票を提出されないと名簿からもれ投票ができなくなるおそれがありますから必ず提出してください。
2この調査によつてできる名簿は、ことしの十二月二十日から来年の十二月九日までの各種選挙につかわれます。

"河は生きている"
大切に守り育てよう

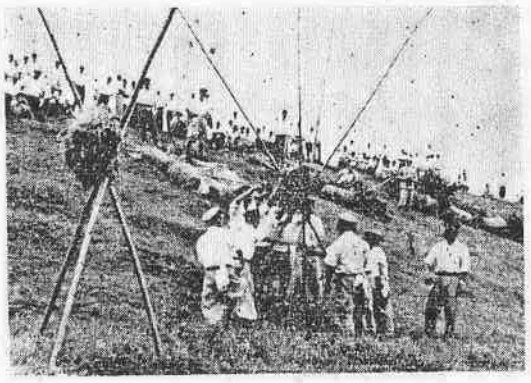

（写真上は33年の22号台風で出水した荒川上江橋、下は7月29日同堤防での水防訓練）

ことしもやがて台風の季節がやつてきます。

台風の進路を変えたり、降雨量を調節したりすることは、人間の力ではどうにもなりませんが、被害を最少限度にくいとめることは、わたくしたちのふだんの心がけ次等で十分できることです。

さて、市内を洋々と流れる荒川もさらさらと流れる小川も、みんな生きています。こういう河川を常日頃から愛し守り育てないと、いざというとき手のつけられないほど大暴れをすることがあります。

川越市は、昔河越、河肥などと呼ばれるほど大小の河川が流れています。

この河川のため市民生活の上に受ける恩恵は測り知れません。

しかし、その反面、川を大切にしないために出水のとき思わぬ被害を受けることがあります。

では、どんなことに心がけたらいいでしょう。

①堤防に作物を作つたり雑草をはびこらせないようにしましょう

②川に物を投げすてると、橋につかえ、堤防を傷つけ、思わぬ水害を招く原因になります。

最近は川にゴミを捨てる人が大へん少なくなりましたが、赤間川や附近の川に一部の人がまだ捨てているようです。みんなで川をきれいにしましょう。

③堤防に家畜をつなぐのは絶対にやめましょう。堤防が切れるもとになります。

結核に過労は禁物
ぜひ健康診断をうけて

夏は消化器官の抵抗力が減退し、下痢や消化不良を起しやすく、食欲も進まず、また睡眠不足になりがちです。しかも水浴、登山などのスポーツが盛んに行われ、ややもすると過労におちいりやすく、体力が衰えがちになります。

こんなチャンスを結核菌がねらつています。結核菌は体の抵抗が衰えると、白血球などの抵抗を打ちやぶり、あるいは、いままでじつとしていた結核菌が活動をはじめて周囲を侵蝕し、ついには発病にまでおいこむことになります。

しかも、たとえ結核菌におかされても、初期のうちは気がつかない人が多く、病状があつたときは相当進行しているという例も少なくありません。

市では、結核の早期発見を目的に毎年健康診断を行つていますが、ことしは、川越市が厚生省から結核対策推進地区に指定されましたので特に行う計画です。

本年度は次の日割表により実施しますが、方法などの詳しいことは各家庭に配布するチラシをよく読み、一人のこらず結核健康診断をうけましょう。

結核健康診断日割

8月22日、24日、	大東東小学校	
〃23日、25日、	大東西小学校	
〃24日、26日、	大東支所	
〃25日、27日、	山田府川公民館	
〃27日、29日、	山田公民館	
〃29日、31日、	名細北小学校	
〃30日、9月1日、	名細北小分校	
〃31　〃2日、	名細公民館	
9月1日、3日、	高階農開二館	
〃3日、5日、	寺尾勝福寺	
〃5日、7日、	砂勝光寺	
〃6日、8日、	砂新田春日神社	
〃7日、9日、	渋井薬光寺	
〃8日、10日、	南田島集会所	
〃10日、12日、	下久下戸氷川神社々務所	
〃12日、14日、	南古谷中学校	
〃13日、15日、	南古谷支所	

※古谷地区からの日割表は、九月号に掲載します。

日割表の上の日は、ツベルクリン注射か間接撮影、下の日はツ反応検査かBCG注射です。

山林立木の伐採に許可を

山林はわたくし達の生活上非常に大切な役目を果しております。

木材や薪炭の生産を始め治水、保健衛生、風致のあらゆる面で重要なのです。

したがつて山林は、農地法と同じように森林法で保護されています

山林の立木を伐採する場合は、この森林法で知事の許可を受けなければできません。

最近土地ブームのため工場敷地、住宅地、その他の用地として山林の転用が急に増加していますが、この場合の伐採でも知事の許可が必要ですから、必ず伐採前に手続きして許可をうけてから伐採するようにしてください。

無許可で伐採すると森林法で罰せられますので、必ず市役所農務課や各支所で相談して手続きをするようお願いします。

三陸沖の津波被災者へ

七月号「市政だより」で広報いたしましたチリ地震による三陸沖の津波被災者に寄せられた愛の金品が、その後次のとおりありましたので、早速岩手県知事あて発送いたしました。

ここに厚くお礼申しあげます。

衣類　十八包、黒門町公民館
代表者　須永酉馬氏

家畜衛生週間
8月1日から31日

家畜はすべて、寒さより暑さに弱いものですから、夏は病気にかかり易い危険にさらされています。

大事な家畜を病気からまもるため次のことを注意しましょう。

①畜舎を涼しく乾燥させましょう
②飼料のカビや腐敗に注意しましょう。
③水と塩を十分に与えましょう。
④運動と皮膚の手入れも大切です
⑤予防注射は必ず受けましょう。とくに豚コレラの注射は全頭受けて豚コレラぼくめつに協力しましょう。
⑥吸血昆虫を駆除しましょう。
⑦病気のしろうと療法はやめて早く獣医師にみせましょう。
⑧家畜の衛生についての相談は近くの家畜保健衛生所、農林事務所、農業共済家畜診療所、開業獣医師診療所等を利用してください。

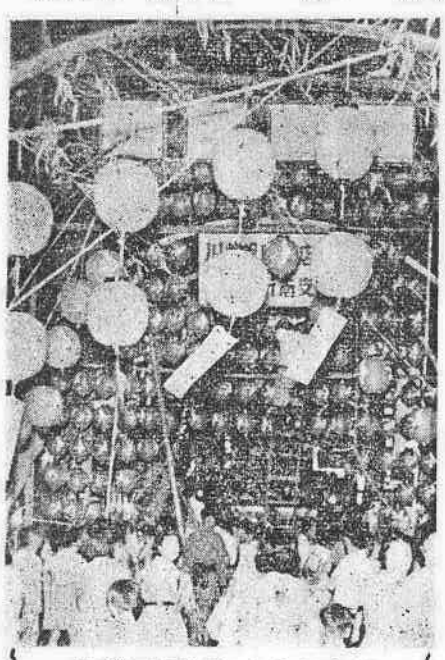

川越百万灯ちょうちん祭

8月1日から3日まで「川越百万灯ちょうちん祭」が市と観光協会と商工会議所の共催で開催されました。こんど川越の観光名物となることでしょう。

市政日誌　7月

9日　古谷小学校改築竣工式。
16日　夏季公民館巡回映画会は8月9日まで各公民館で行い好評でした。
21日　市民海の家はじまる。
22日　評論家、阿部静枝氏の「明かるくなるくらし方」の講演会は、中央公民館で開かれた。受講者は婦人学級生など60名。
23日　青少年問題講演会は、元東大教授大杉謹一氏を講師に、中央公民館で開かれた。受講者約100名。
25日　市民ラジオ体操はじまる。
27日　松倉弁護士担当の無料法律相談は民生課で開いた。利用者12名。
青少年を守る会指導委員講習会は28日まで川越会館と女子高で行われた。受講者920名。
29日　農業講座は中央公民館で受講者200名台風シーズンに備えて水防訓練を行つた。

西武園　デイリースポーツ賞典　けいりん
川越市営　8月23.24.25.26.27.28

南米は招く
海外移住者
ブラジル・アルゼンチンなど日本の移住者を歓迎しています。海外移住のご相談は……
浦和市高砂町3～37　自治会館内
埼玉県国連海外協会へ

午後6時40分　ラジオ関東（1480KC）
（毎週月曜日）
「声の広場」は
県政の時間です。
県報道文化課

8月15日氷川神社うら
川越大花火

きよ出制国民年金の話

あなたや家族の将来の生活設計に

この国民年金制度は、拠出制と無拠出制と二つにわかれていますが、十月から始まる拠出制年金について説明いたします。

普通いろいろの年金など含めよく恩給とか、厚生（共済）年金という言葉が使われていますが、このなかにはたくさんの種類がありこれを貰える人は会社や工場役所などに勤めている人々にかぎられていて、農業や商業に従事している人達には縁がなかつたのですが、この人達が年をとつたり障害者になつたり、ご主人を亡くしたようなときに備えて保険料を納めていただき、これを積立てて一定の時期に年金を差しあげようというのが、拠出制国民年金の仕組みです。

自分の老後に備えて、あるいは奥さんや子供さんの将来のことを考えて一所懸命働き、少しでも蓄財をしようと考えることでしよう。その蓄財の一つが保険料です。国も皆さんが納めた保険料の半分を毎年積立てていきます。このように国民年金は皆さんのために国も保険料を納め、更にこの仕事を行うために必要な職員の給料や、その他いろいろな経費は全部国で負担しますので民間の保険などにくらべると、非常に安い保険料で率の良い年金を受けられるようになつているのです。

【国民年金に加入する人は】

一、必ず加入しなければならない人

国民年金に加入する人は昭和三十六年四月一日で二十才から四十九才までの人で、次の三（加入できない人）に該当しない人は必ず加入しなければなりません。

二、自分の希望で加入できる人

次のような人は自分の考えで自由に加入できます。（自分の将来のためですから進んで加入するようにしてください。）

1会社や工場、役所などに勤めている人の配偶者で五十四才までの人。

2学生、生徒（ただし昼間部の人だけで夜間部の学生さんは必ず加入することになります。）

3現在遺族年金や留守家族手当、遺族扶助料などをうけている人で五十四才までの人。

4昭和三十六年四月一日で五十才から五十四才までの人で、会社、工場、役所などに勤めていない人

三、加入できない人

1会社、工場、役所等に勤めていて厚生年金や、恩給あるいは共済組合などの被保険者や組合員となつている人。

2国民年金以外の恩給や年金等を現にうけているか、またはうける資格のある人。

【保険料の額は】

この制度は、大部分の人に加入していただくのですから、保険料も大部分の人が納められるような額をということで二十才から三十四才までの方は一カ月百円、三十五才以上の人は一カ月百五十円となつております。大部分の人は五十九才まで納めていただくことになつていますが、五十才をこえて加入された方は六十四才まで納めていただきます。

三十五才から百五十円になつたのはれたでも三十五才位になれば収入も二十才台の若い頃より増えていると考えられるし、自分や家族の将来のことを真剣に考え、この制度の必要性に対する理解が深まつてくると思われるからです。

【納める方法は】

この国民年金の保険料を納めるのは税金のように「キツプ」（徴税令書）を出したり、簡易保険のように「集金人」がお宅にうかがつたりするような方法ではなく、国民年金のために新しくできた「国民年金印紙」を国で発行します。この印紙は今のところ各市町村の役場で扱うことになつていますので、役所で印紙を買つて県から交付される「国民年金手帳」のきめられた欄にはつていただくのです。そして三カ月に一度づつ役所で検印を受けることになつています。

【納められないときには】

いろいろな事情で生活が苦しく保険料が納めたくとも納められないような次の方のために保険料を免除する制度があります。

1障害年金および障害福祉年金または母子福祉年金を受けている人

2生活保護法の生活扶助を受けている人

3収入のない人。

4身体障害者または寡婦で年間の収入が十三万円以下の人（市民税の均等割が課税されてない方。）

5その他の事情でどうしても保険料を納められない人。

保険料の納付についてとくに問題点として指摘されるところは、亡くなつた場合に掛け捨てになるのではないかということですが、これについては社会保障審議会でいろいろ審議されておりますので、こまかいとりきめについてはそのうちに決定されることと思います。この内容については法律化されましたときにお知らせいたします。

（次回に続きます。）

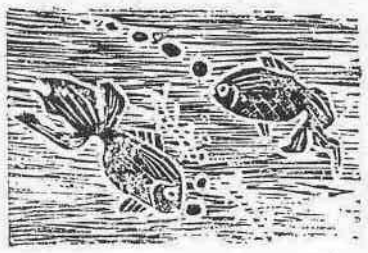

高階小六年　荒川のり子

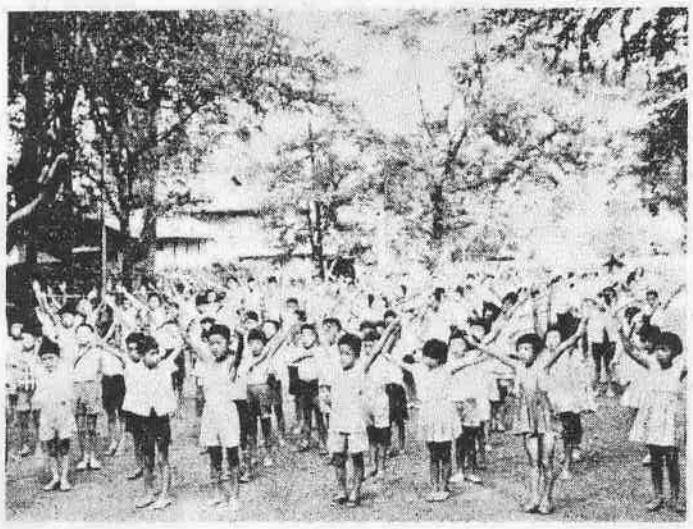

夏休みの青少年に正しいみちびき方を

学校が夏休みになり、いままで規則的な生活をしていた青少年は、ややもすると不規則な生活から事故をおこしやすいものです。交通事故や水の事故、犯罪等から青少年を守るためには、夏休み中も規則的な生活へ導くことが必要です毎朝、各会場で行つている市民ラジオ体操には積極的に参加するなど、次のことに注意し、夏休みを健康で明かるくすごしましよう。

一、交通事故から守ろう

まず、外で自由に遊びまわる時間が多くなるため、それだけ交通事故にさらされる危険が多くなります。昨年の例をみても交通事故の死傷者は八月に多く、またその時間も普通の月なら午後四時ごろが多いのに反し、八月は朝の八時ごろから夕方の六時ごろまで平均して発生しています。

こうした事故の原因をみますと、中学生では「自転車の事故」、小学生では「車の頭前頭後の横断」幼児は「ひとり歩き」となつています。それには次のことに注意してください。

1、故障のない安全な自転車にのる。

2、二人のりをしない。

3、広い道路へ出るときは、必ずいつたん止つて安全を確かめる

4、徒歩は右側、自転車は左側通行を守ること。

5、幼児をほつといて道路でひとり歩きさせないで、父兄はいつも幼児の行動に注意すること。

二、水の事故から守ろう

また、水の事故が多いのも八月です昨年七、八月には全国で五十六人が死亡しています。川越市でもことしすでに三件の事故が発生しており教育委員会ではことしも、危険な場所へは立札を設けて児童が近寄らないよう呼びかけています。さらに、こうした不幸がおこらないよう次の点に気をつけてください。

1、幼児の水遊びには、保護者がつきそうこと。

2、雨あとの川や増水した川には決して入らないこと。

3、必ず準備体操をしてから、頭顔をぬらし、全身を除々に水につけること。

4、朝早くや日が暮れたあとは泳がないこと。

5、長時間泳がず、適度に休むこと。

三、犯罪から守ろう

各地で盆踊りが開かれる時期となりましたが、児童が参加して、親の監視からのがれた児童の生活が不規則になりがちです。こうしたちよつとした親の不注意が児童を犯罪に誘います。夜の外出は、父兄や、おとなといつしよに、また盆踊りなどに児童の監視を怠らず午後九時には必ず帰宅するよう気をつけてください。（写真＝よい子のラジオ体操＝的場）

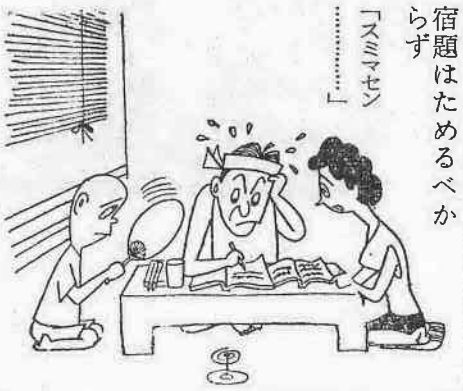

宿題はためるべからず

「スミマセン……」

稲のみのりと早期栽培

稲作の最終の目標はみのりですどんなに立派な茎でもみのりが悪くては手間を要切つた収穫となつてしまいます。それでは稲のみのりにはどんな条件が必要なのでしようか。

豊かなみのりをさせるには出穂開花後の茎葉の栄養が良い状態に保たれることが必要です。栄養が落ちると、いわゆる秋落ちとなりみのりがわるくなります。しかし仮に追肥等で栄養を補給してもその時の根の働きが健全でなければなりません。

普通栽培で一般によくみられる秋落ち現象は穂ばらみころから根が弱るからです。これは夏の暑い盛りに水地温が高くなりすぎ流化水素などの有害物が発生して根を傷めるからです。

この点早期栽培になるとはるかに安全で根の傷害や衰弱がないのです。したがつて出穂後の栄養状態はよく保たれます。

なぜ栄養状態がみのりに大きく影響するかといいますと、それは同化作用との関係であり一般に出穂後いとなまれる同化作用はみのりの七〇％を支配するといわれています。

茎葉の栄養が悪いと同化の働きが低下するので下葉の枯れあがりが早く、したがつてよいみのりが得られないのは当然です。

このような点については、早期栽培では病害虫等で茎葉を傷めることがなければ心配いりません。

同化にはまた日照が密接に関係します。日照りが悪いと同化の働きが衰えみのりが非常に悪くなります。

普通栽培でみのりの季節を九月から十月ごろにもつていつた場合日照不足で屑米が多くなつているのが実情です。（昔いもち病によるみのり不良も多い。）これに反し早期栽培では、日照りの豊富な七月から八月に稔実期がもつていけるので、この点も早期栽培が有利となるわけです。

公益質屋

武蔵屋（北久保町）

才二公益質屋（仙波町）

利子　月3分
質付金額
2,000円以下
1点帯10,000円まで
初めての人は認印
米穀通帳を

有声無声

外灯をふやして

問　これから暑くなると婦女子の夜歩きが危険になりますが、村を明るくすれば違うと思います。外灯をふやしてください（南古谷の広報モニター山本シゲさんからの報告で早速土木課工務係にきいてみました。）

答　現在市で電灯料を支払つている外灯は一千灯余りですが、いま申請が出ているだけで百灯近くあります。九月の追加予算に要求してできるだけご希望に添いたいと思います。ただその場合、最初の工事費、資材は地元で負担していただき、電灯料については以後市費で支払うことになります。

夏に多い犯罪を少しでもなくし明かるい川越市とするために、各方面の協力を得て実現に努力したいと思います。

市民歌壇

素山選

俳句

中原町　伊藤　はる

大夕立鉄屑の車そのままに

中原町　渋谷一風子

余蓄まださめずくちなしむしり来る

中原町　小山百合子

赤銅の背に汗流るダム工事

中原町　笠原　富子

汗拭いて仏具鎔師のまだ若く

中原町　吉田よし乃

ロードローラー灼けて汗の顔默す

中原町　中村富美子

うな茸屋のチラシ挿しあり土用丑

山田　島崎はる子

流灯やうるわしきことの悲しけれ

下赤坂　小野　順子

高原の夜は静かなり天の川

小仙波町　井上　峯子

は璃透きて青田風立ち動く緑

短歌

小仙波町　井上　峯子

雷鹽の海は開けて果しなき

夕日散り這う　あかきさざ波

笠　幡　嶋田千代子

寸暇なき毎にてあればテスト表

ひろげしままにうたたねる吾子

笠　幡　嶋田千代子

忘れいし昔の友に逢う如く

胸にしみいる　ひぐらしの声

市政クイズ

家中そろって考えましょう

問題

1. 夏は結核がチャンスをねらつています。ことしツベルクリン反応で陽転した人は絶に安静して労をさけ安静的な生活をすることです。

2. 「児童を水の事故から防ごう」と学校も家庭も警察も大わらわです。水泳の前には、まず準備体操をして、全身を除々に水につけることが肝心です。

「水泳ぎの注意メモより」

応募規定

1. 口の中に当用漢字を入れ、伏せ字だけ番号順に回答してください。

2. 応募用紙は郵便はがきとし、住所、氏名、年令を忘れずに書いてください。

3. しめきり　八月二十五日

4. あて先　市役所総務部庶務課広報係

5. 市の職員とその家族、市外居住者は応募できません。

6. 賞は作者の原文と一致した正解者六名に贈ります。

前回の正解文

1. 下、事情、張、協力

2. 貯蓄、三十、月

3. 十、年金、七、被

4. 夏、手伝、計画

当選者

応募総数六〇通、うち正解一一通でしたので、抽せんの結果次の六名の方に賞品を贈ります。

宮下町　松本和代、神明町　西村昇、中原町　奥富ふじ子、新宿町　木口金治、渋井　島村進、的場　荻野義雄

賞品

川越市観光協会賞

川越中央商栄協同組合賞

東京堂賞

坂本時計店賞

原田金物店賞

洋品の店ちちぶや賞

人口のうごき

（7月1日現在）

人口	110.679
男	54.378
女	56.301
世帯	21.350
出生	120
死亡	71
前月比	46人増

今月の市税

市県民税　第2期

8月31日までに

お納めください